

有効期間満了日 令和5年3月31日  
熊交企第325号  
令和元年7月18日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う交通部所管通達の対応について  
(通達)

見出しのことについては、令和元年7月1日付けで不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の一部が施行され、工業標準化法（昭和24年法律第18号）が規定する用語である「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることに伴い、下記の交通部所管通達の本文、別添等中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替えることとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、同通達等で定める様式について、改正前の様式が残存する場合には、これを使用することは差し支えない。

記

- 1 「自動車運転代行業事務処理要領」の一部改正について（通達）（平成30年3月26日付け熊交企第136号）
- 2 原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認事務の見直しについて（通達）（平成29年11月2日付け熊交企第485号）
- 3 「交通規制基準」の改正について（通達）（平成31年1月24日付け熊交規第69号）